株式会社 働楽ホールディングス

定　　款

平成２４年　５月２２日 作成
令和　４年　６月２３日 改訂
令和　５年１２月２１日 改訂

定　　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社働楽ホールディングスと称し、英文では Doraku Holdings Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．当会社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配・管理するとともに、当該法人等に対する経営指導を行うことを目的とする。

（１）情報システムの企画・コンサルティング、設計、構築、運用に関する事業

（２）情報システムに係る機器及びソフトウェアの開発及び販売

（３）コンピュータネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事業及び各種情報提供サービス業務

（４）情報システム技術者の派遣、一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業

（５）教育及びそれに付随する業務

（６）リハビリテーション、看護・介護等の事業者支援システムサービスの提供

（７）６号関連のレセプト請求事務代行サービスの提供

（８）６号に関わるシステムの開発と販売

（９）６号、７号に関わるヘルプデスクサービスの提供

（１０）６号、７号に関わる商品、諸サービスの販売

（１１）６号に関わる開業のためのホームページ制作

（１２）６号に関わる開業支援及び６号の開業者・従事者への教育・情報提供サービス等のコンサルタント業務

（１３）６号に関わる事業者が提供する、副次・付加サービスの提供

（１４）前各号に付帯関連する一切の事業

２．有料職業紹介事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査役

（公告の方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、２２０万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め

る。
③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）
第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し議長となる。
②代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
②会社法第３０９条第２項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
②前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書

面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）
第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第１８条　当会社の取締役は、１１名以内とする。

（取締役の選任方法）
第１９条　取締役は、株主総会において選任する。
②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする

（取締役の任期）
第２０条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②増員または補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２４条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２５条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第４２３条第１項の責任につき、法令の定める額を限度として、取締役会の決議によって、免除することができる。

②当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該非業務執行取締役の会社法第４２３条第１項の責任につき、法令の定める額を限度として、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役

（監査役の員数）

第２８条　当会社の監査役は、２名以内とする。

（選任方法）

第２９条　監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第３１条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３２条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第４２３条第１項の責任につき、法令の定める額を限度として、取締役会の決議によって、免除することができる。

②当会社は、会社法４２７条第１項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法４２３条第１項の責任につき、法令の定める額を限度として、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第６章　計　算

（事業年度）

第３３条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第３５条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第３６条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２０２３年１２月２１日、原本に相違ありません。

東京都千代田区内神田２－１４－１０東正ビル
株式会社働楽ホールディングス
代表取締役社長　西島　富久　印